

# 建築確認申請等の手続きと申請に必要な書類

## 岡谷市の審査対象となる建築物

法第6条第1項第四号に掲げる建築物のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊建築物（別表第1(イ)欄）で、延べ面積 200㎡以下</li> <li>・木造建築物で階数 2 以下かつ延べ面積 500㎡以下</li> <li>・木造以外の建築物で階数 1 かつ延べ面積 200㎡以下</li> </ul>
令第138条第1項第一号、第三号に掲げる工作物※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 6m～10m の煙突</li> <li>・高さ 4m～10m の広告塔、装飾塔、記念塔など</li> <li>・高さ 2m～3m の擁壁</li> </ul>

・岡谷市は法97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村（建築審査会を置かない限定特定行政庁）のため、上記に掲げる建築物以外の申請については長野県（諏訪地方事務所若しくは本庁）での確認審査となります。  
 ※敷地内の建築物が四号物件以外の場合については、工作物の確認申請はすべて県の確認審査となります。

## 確認申請に必要な書類

書類名	必要部数	備考
1. 確認申請書（正本・副本※）	2部	※諏訪地方事務所審査（県確認）の場合は正本・副本・市控えの計3部を提出してください。
2. 建築計画概要書	1部	
3. 工事届	1部	
4. 消防同意書（消防通知書※）	1部	確認の特例（法6条の3）建築士が設計したもの 有3号：準防火地域以外の住宅 → 消防通知書 有4号：上記以外の住宅 → 消防同意書
5. 建築確認申請に伴う調査票	1部	申請に係る内容、その他関係法令の申請の有無などチェックの上、提出してください
6. 公函	1部	
7. 他法令許可書	1部	関係規定の許可が必要なものについては、事前に許可を取得してください
8. その他必要となる書類		
□法42条2項道路に接する場合		
道路後退部分の写真	1部	道路後退部分の現況写真数枚を、A4一枚程度に収めたもの
意思表示届	1部	道路後退用地の市への譲渡の意思について
確約書※	2部	道路後退部分の提供意思がない場合必要
□自己所有地以外へ建築する場合		
土地承諾書	1部	自己所有地以外に建築を行う場合必要
□工場用途の部分有する建築物の場合		
工場調書	2部	確認申請書正本・副本に添付
□既存不適格建築物に増築する場合		
既存不適格調書	2部	確認申請書正本・副本に添付

・計画変更確認申請の場合は、1.2.4

## 法43条ただし書き許可申請

書類名	必要部数	備考
法43条ただし書き許可申請書	4部	正本・副本・消防・市控え